

歯科放射線専門医制度規則

第1章 総則

第1条 日本歯科専門医機構認定の歯科放射線専門医制度は、プロフェッショナルオートノミーに基づいた専門医の質を保証・維持できる制度であり、中長期的な歯科放射線診療の向上に貢献し、もって国民や地域に質の高い医療を提供することを目的とする。適切な画像検査と診断を行うために必要な知識・技能および態度ならびに放射線治療及び口腔管理に対する知識を有する者を育成することにより、国民に信頼されることが、受診先の選択に際し良い指標となること、本資格が広く国民や国際的に認知されることを目指す。

第2条 前条の目的を達成するため特定非営利活動法人日本歯科放射線学会（以下「学会」という。）は、歯科放射線専門医制度の実施に必要な事業を行う。

第2章 認定委員会等

第3条 専門医・研修施設等を審査するために認定委員会を設ける。

第4条 認定委員は、第5章で定める指導医又は認定委員会が認めた会員とする。

第5条 専門医・研修施設は、認定委員会の審査により判定し、理事会の議を経て日本歯科専門医機構に申請し、相当と認められた場合に認定される。

第6条 認定委員及び認定委員会に関する事項は、別に定める。

第3章 専門医の申請資格

第7条 専門医になろうとする者は申請資格を満たした後に、専門医試験に合格しなければならない。専門医は原則として日本歯科医師会の正会員又は準会員であることが望ましい。

第8条 専門医試験を受ける者は、次の各号の資格をすべて満足することを要する。

- (1) 日本国の歯科医師の免許を有し、良識ある人格をもつ者
- (2) 学会の正会員として5年以上継続した者
- (3) 学会認定医の資格を有する者
- (4) 別に定める資格を有する者
- (5) 別に定める診療実績・研修実績・研究実績を有する者

第4章 専門医認定の手続き

第9条 専門医試験を受けようとする者は、別に定める申請書類に所定の申請手数料を添えて、第2章に定める認定委員会に提出しなければならない。

第10条 認定委員会の審査により判定し、理事会の議を経て日本歯科専門医機構に申請し、相当と認められた場合に認定される。専門医と認定されたものは、所定の認定手数料を納入する。

第5章 指導医の申請資格

第11条 学会は、研修施設における研修のために、日本歯科専門医機構が認定した専門医資格を有する研修指導医（指導医）を定める。申請を行う者は、原則として次の各号の資格をすべて満たすことを要する。

- (1) 歯科放射線学に関する深い知識と豊富な経験を有する者
- (2) 研修施設等における研修指導に従事し、専門医の育成を担当する資質を有する者
- (3) 専門医資格を有し、専門医の資格取得後5年以上研修施設で常勤歯科医として研修を受けた者
- (4) 10年以上引き続いて学会会員である者
- (5) 研修施設において、10年以上歯科放射線に関する研修を受けた者
- (6) 別に定める研究実績を有する者

2 前項の規定にかかわらず認定委員会が認めたものは、指導医の申請をすることができる。

第6章 指導医認定の手続き

第12条 専門医資格を有する者のうち、指導医の認定を受けようとする者は、別に定める申請書類に所定の申請手数料を添えて、第2章に定める認定委員会に提出しなければならない。

第13条 学会は認定を受け所定の認定料を納付した者に認定証を交付する。

第7章 研修施設の申請資格

第14条 研修施設の申請を行う機関は次の各号の資格をすべて満たすことを要する。

- (1) 第5章で定める指導医が1名以上常勤していること。
- (2) 次章に定める研修カリキュラムを有すること。
- (3) 研修施設の具備すべき条件については別に定める。

第8章 研修施設における研修カリキュラム

第15条 研修カリキュラムは次の各号に示される目的を十分に含んでいなければならない。

- (1) 歯科領域の画像診断と放射線管理のための医療技能を修得させること。
- (2) 歯科医師からの放射線診療に関する質問等に応じて適切な対応と指示を行うことのできる能力を養成賦与すること。
- (3) 国民からの歯科領域の放射線診療に関する質問等に応じて適切な対応と指示を行うことのできる能力を養成賦与すること。

第16条 研修カリキュラムは次の各号に準拠して編成されなければならない。

- (1) 顎口腔領域の疾患の画像診断
- (2) 診断に必要な画像検査機器に関する知識

- (3) 放射線防護に関する知識と基本的な放射線管理技術
- (4) 顎口腔領域の放射線腫瘍学に関する基本的な知識
- (5) 放射線の物理的性質，人体への影響，安全取り扱いと管理技術，及び関連する法令などの知識
- (6) 口腔領域の放射線治療の適応と治療成績，及び関連する歯科的管理に関する知識
- (7) 医療倫理，患者・医療者関係の構築，医療安全，院内感染対策に関する知識

第9章 研修施設認定の手続き

第17条 研修施設の指定を受けようとする診療科等の長は，別に定める申請書類を認定委員会に申請する。研修施設は，認定委員会の審査により判定し，理事会の議を経て日本歯科専門医機構に申請し，相当と認められた場合に認定される。

第10章 専門医・研修施設の資格の更新

第18条 専門医・研修施設は，5年ごとにその資格の更新を受けなければならない。ただし，指導医の更新は原則として，専門医の更新と同時期に行うものとし，初回の更新は指導医の資格取得後，最初の専門医更新と同時に進行する。

第19条 専門医・研修施設の資格の更新には，別に定める一定の条件を満たすことを必要とする。

第11章 専門医・研修施設の資格の喪失

第20条 専門医・指導医は次のいずれかの理由により，歯科放射線専門医の資格喪失が認定される事がある。決定は，認定委員会の審査，学会理事会の承認を経た後に，日本歯科専門医機構による審議による。

- (1) 資格を辞退したとき
- (2) 歯科医師免許を喪失したとき
- (3) 学会会員の資格を喪失したとき
- (4) 第19条に規定する資格の更新をしなかったとき
- (5) 第20条に規定する資格の更新条件が満たされなかったとき
- (6) 認定委員会で専門医・指導医として不適当と認めたとき

第21条 研修施設は次のいずれかの理由により，研修施設の資格喪失が認定される事がある。決定は，認定委員会の審査，学会理事会の承認を経た後に，日本歯科専門医機構による審議による。

- (1) 認定に関する条件が満たされなくなった場合
- (2) 法令違反行為が認められた場合
- (3) 医療広告ガイドライン等の遵守がなされなかった場合

第 12 章 補則

第 22 条 本規則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。その後、日本歯科専門医機構の承認を得なければならない。

附則

- 1 この改正は、平成 18 年 10 月 27 から施行する。
- 2 旧日本歯科放射線学会で認定された認定医、指導医並びに研修施設は、特定非営利活動法人日本歯科放射線学会発足後もその資格は有効であり、有効期限まで継続される。
- 3 旧日本歯科放射線学会及び特定非営利活動法人日本歯科放射線学会の認定医制度で認定された認定医は、顎口腔放射線専門医とみなす。

附則

- 1 この改正は平成 19 年 5 月 10 日から施行する。
- 2 旧日本歯科放射線学会で認定された認定医、指導医並びに研修施設は、特定非営利活動法人日本歯科放射線学会発足後もその資格は有効であり、有効期限まで継続される。
- 3 旧日本歯科放射線学会及び特定非営利活動法人日本歯科放射線学会の認定医制度で認定された認定医は、 歯科放射線科専門医とみなす。
- 4 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会の専門医制度で認定された顎口腔放射線専門医は、 歯科放射線科専門医とみなす。

附則 この改正は、平成 19 年 10 月 20 日から施行する。

附則 この改正は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

2 本規則施行以前に学会の名誉会員又は終身会員となり、医師免許又は歯科医師免許を有する者は、 本人が希望する場合には指導医とする。

3 本規則第 3 章第 8 条の規定は、平成 25 年度の申請から適応する。

附則 この改正は、平成 22 年 4 月 23 日から施行する。

附則 この改正は、令和 7 年 7 月 4 日から施行する。

歯科放射線専門医制度施行細則

第1章 総則

第1条

歯科放射線専門医制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められた以外の事項については、この歯科放射線専門医制度施行細則（以下「細則」という）に従うものとする。

第2章 専門医の申請

第2条 専門医試験を受ける者は、次の各号に定める申請書類に第20条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 歯科医師免許の写し
- (4) 研修証明書（様式3）
- (5) 研修カリキュラム履修記録（様式4）
- (6) 歯科放射線に関する業績目録（様式5）
- (7) 専門医共通研修に関する受講目録（様式6）
- (8) 診療実績を証明できる資料
- (9) 業績を証明できる資料
- (10) 日本歯科専門医機構が定める専門医共通研修受講を証明できる資料

第3条 専門医試験は下記の項目について認定委員会において評価する。

- (1) 筆記試験
出題ガイドラインの範囲から多肢選択形式の問題が50問出題される。その合格には正答率満点の70%以上が必要である。
- (2) 実技試験
顎口腔領域疾患2症例について読影報告書を作成する。2名の評価者によって評価される。合格には、その平均点が満点の70%以上が必要である。

第4条 専門医試験を受ける者は日本歯科専門医機構が認定する研修施設において、歯科放射線に関する研修を週3日以上、常勤勤務にて5年以上受けた者である。

第5条 専門医試験を受ける者は、次の診療実績・研修実績・研究実績を必要とする。

- (1) 歯科放射線に関連する学術発表を筆頭演者として行うこと。
- (2) 歯科放射線に関連する研究報告を筆頭または共同著者として学術雑誌に3編以上発表

すること。ただし、「歯科放射線」又は「Oral Radiology」掲載の筆頭著者としての論文を1編以上含むものとする。「Oral Radiology」掲載論文1編は2編に換算する。

(3) 別表1に示す研修単位を30単位以上履修することを要する。学会発表、論文もしくは、入退室記録（視聴記録）がある専門領域研修の単位を含む必要がある。ただし「歯科放射線学会関連学会」または「歯科放射線学会が指定する研修会」への出席を1回以上含むこととする。

(4) 日本歯科専門医機構が定める専門医共通研修を5年間で各年2単位以上履修すること。①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④院内感染対策、⑤医療関連法規・医療経済の全ての項目を含むこと。

(5) 画像診断業務に従事し、読影報告書200例以上を作成すること。そのうち100例以上は筆頭報告者とする。口腔放射線腫瘍認定医は、外照射治療計画、小線源治療、放射線治療に関わる口腔管理を症例数として含めることができる。

(6) 5号に示した中にCBCT・CT・MRI・超音波検査・核医学検査などを50例以上含むこと。

(7) 放射線の物理的性質、人体への影響、安全取り扱いと管理技術、及び関連する法令などの研修を含むこと。

(8) 口腔領域の放射線治療の適応と治療成績、及び関連する口腔管理に関する研修を含むこと。

第3章 指導医の申請

第6条 指導医の認定を申請するものは、次の各号に定める申請書類に第20条に示す手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。また、有効な専門医資格を保有していなければならない。

- (1) 指導医認定申請書（様式7）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 日本歯科放射線学会10年間会員継続証明書
- (4) 業績目録（様式8）
- (5) 在職証明書（様式9）
- (6) 研修証明書（様式10）
- (7) 上記の研修・業績を証明できる資料

第7条 指導医の認定を申請する者は次の研究実績を必要とする。

(1) 歯科放射線に関連する学術発表を、筆頭演者として10回以上行うこと。ただし歯科放射線学会学術大会・秋季学術大会・地方会のいずれかでの発表を5回以上含むものとする。

(2) 歯科放射線に関連する研究報告を、筆頭著者として学術雑誌に 10 編以上発表すること。ただし、「歯科放射線」あるいは「Oral Radiology」掲載論文を 2 編以上含むものとする。「Oral Radiology」掲載論文 1 編は 2 編に換算する。

第 4 章 研修施設の申請

第 8 条 研修施設は次の各号を満たすものでなければならない。

- (1) 学会指導医が 1 名以上常勤していること。
- (2) 専門医研修カリキュラムを有すること。
- (3) 口内法 X 線撮影装置、パノラマ X 線撮影装置、頭部 X 線規格撮影装置、歯科用デジタル X 線画像診断装置については各 1 台、及び CT 等の画像診断装置について 1 台以上を有すること。ただし MRI などを有しない場合は、研修できる施設を確保すること。
- (4) 読影室を有すること。
- (5) 歯科放射線に関連する課題について毎月 1 回以上の教育行事が定期的に行われていること。

第 9 条 研修施設の認定を申請する診療科等の長は、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 研修施設認定申請書（様式 11）
- (2) 研修施設内容証明書（様式 12）
- (3) 指導医勤務に関する機関の長の証明書（様式 13）

第 5 章 専門医の更新

第 10 条 専門医の資格の更新には、次の各号の基準を満たさなければならない。

(1) 別表 1 に示す専門領域研修単位を 5 年間に 30 単位以上履修することを要する。学会発表、論文もしくは、入退室記録（視聴記録）がある専門領域研修の単位を含む必要がある。ただし「歯科放射線学会関連学会」または「歯科放射線学会が指定する研修会」への出席を 1 回以上含むこととする。なお、社会貢献の実績がある場合は、専門領域研修として、5 単位を認める。社会貢献とは、地域医療関係者や地域住民に対するセミナーや講演における発表もしくは、地域医療機関（病院、歯科診療所等）から依頼された画像検査・読影・放射線治療及び放射線治療に関わる口腔管理（10 例以上）を意味する。

(2) 日本歯科専門医機構が定める専門医共通研修を 5 年間に各年 2 単位以上履修することを要する。①医療倫理、②患者・医療者関係の構築、③医療安全、④院内感染対策、⑤医療関連法規・医療経済の全ての項目を含むこと。

(3) 画像診断業務に従事し、5 年間に読影報告書 200 例以上を作成しなければならない。口腔放射線腫瘍認定医は、外照射治療計画、小線源治療、放射線治療に関わる口腔管理を症

例数として含めることができる。

(4) 歯科放射線診療に関する診療実績報告書を提出しなければならない。

第 11 条 専門医の資格を更新しようとするものは、資格が消失する日の 3 ヶ月前までに、次の各号に定める申請書類に第 20 条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医更新申請書（様式 14）
- (2) 履歴書（様式 2）
- (3) 業績目録（様式 15）
- (4) 専門医共通研修に関する受講目録（様式 6）
- (5) 診療実績報告書（様式 16）
- (6) 業績を証明できる資料
- (7) 診療実績を証明できる資料

(8) 日本歯科専門医機構が定める専門医共通研修受講を証明できる資料

第 12 条 過去 5 年間で取得した単位数が、所定の研修単位数に満たない場合は、資格更新の猶予を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし猶予期間は 2 年間までとする。

第 6 章 指導医の更新

第 13 条 指導医の資格の更新には、別表 1 に示す研修単位を 5 年間に 30 単位以上履修することを要する。「歯科放射線学会関連学会」または「歯科放射線学会が指定する研修会」への出席を 1 回以上含むこととする。

第 14 条 指導医の資格を更新しようとするものは、資格が消失する日の 3 ヶ月前までに、第 11 条に定める申請書式に加え、指導医更新申請書（様式 17）を第 20 条に定める手数料を添えて、認定委員会に提出しなければならない。指導医資格取得後 5 年に満たないものは、細則第 20 条に定める指導医更新手数料を半額とする。

第 15 条 過去 5 年間で取得した単位数が、所定の研修単位数に満たない場合は、資格更新の猶予を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし猶予期間は 2 年間までとする。

第 7 章 研修施設の更新等

第 16 条 研修施設の更新を申請する診療科等の長は、資格が消失する日の 3 ヶ月前までに、次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 研修施設更新申請書（様式 18）
- (2) 研修施設内容証明書（様式 12）
- (3) 指導医勤務に関する機関の長の証明書（様式 13）

(4) 業績目録（様式 8）

(5) 上記の業績を証明できる資料

さらに、年次報告書（様式 19）を毎年提出しておく必要がある。

第 17 条 研修施設の資格更新には、次号に定める基準を満たさなければならない。

(1) 本学会の主催する学術大会・秋季学術大会・地方会において、研修施設として 3 演題以上の発表実績を有すること

(2) 研修施設として歯科放射線学に関連する 3 編以上の学術論文を発表した実績を有すること。ただし、「歯科放射線」又は「Oral Radiology」の掲載論文 1 編以上を含むこととする。「Oral Radiology」の掲載論文 1 編は 2 編として換算する。

第 18 条 過去 5 年間の実績が、所定の基準に満たない場合は、資格更新の猶予を申し出て、基準を満たした後に更新の申請をすることができる。ただし猶予期間は 2 年間までとする。

第 19 条 研修施設の指定に関する様式 12 又は様式 13 の内容に異動が生じた場合には、様式 11 及び異動に該当する様式により変更内容を遅滞なく認定委員会に提出しなければならない。

第 20 条 退職、異動等などにより、指導医が不在となった時には、更新 1 回以上の専門医の代行を可能とする。所定の様式を認定委員会へ提出した後、代行の可否を認定委員会で審議し、学会理事会の承認を経た後に、日本歯科専門医機構に申請し、相当と認められた場合に認定される。

第 8 章 手数料

第 20 条 学会及び日本歯科専門医機構が本制度の施行にあたり、諸手数料を次のように定める。

- (1) 専門医の認定申請手数料 20,000 円
- (2) 専門医認定手数料 30,000 円
- (3) 専門医の更新手数料 20,000 円
- (4) 指導医の認定申請手数料 10,000 円
- (5) 指導医認定手数料 10,000 円
- (6) 指導医の更新手数料 10,000 円

第 9 章 補則

第 21 条 本細則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この施行細則は、平成 18 年 5 月 13 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 18 年 10 月 27 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 19 年 5 月 10 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 19 年 10 月 20 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 22 年 4 月 23 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この改正は、平成 28 年 10 月 29 日から施行する。

附 則 この改正は、令和 2 年 10 月 30 日から施行する。

附 則 この改正は、令和 4 年 6 月 4 日から施行する。

附 則 この改正は、令和 7 年 7 月 4 日から施行する。